特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	自立支援医療費(精神通院)の支給認定に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府知事は、自立支援医療費(精神通院)の支給認定に関する事務において特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を取り扱うにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府知事

公表日

令和7年3月28日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称 自立支援医療費(精神通院)の支給認定に関する事務					
②事務の概要	【概要】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、通院による治療を必要とする 者からの支給認定申請を審査し、受給者証を交付するとともに、台帳を備えて交付に関する事項等を記載 するなどの業務を行う。 【具体的業務】 ・市町村で受付された申請に係る診断書の審査 ・受給者証の交付、返還、氏名、居住地等の変更				
③システムの名称	障害者手帳発行等電算システム、統合宛名システム、中間サーバー				

2. 特定個人情報ファイル名

自立支援医療費(精神通院)支給ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 ・番号法第9条第1項 別表 117項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 15項、37項、42項、75項、80項、125項、144項、155項、 61項 情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 144項、145項、146項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	京都府健康福祉部障害者支援課
②所属長の役職名	京都府健康福祉部障害者支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 郵便番号602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府健康福祉部障害者支援課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 郵便番号602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府健康福祉部障害者支援課

9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	6年4月1日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和	6年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報(呆護評価書の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 ている。	項目評価書]	重点項目評価書又	<選択肢> 1)基礎項目評価 2)基礎項目評価 3)基礎項目評価 3)基礎項目評価 は全項目評価書において、リ	書及び重 書及び全	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情	青報提供ネットワークシス	テムを通じた入手	を除く。)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れる 2)十分である 3)課題が残される		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		
4. 特定個人情報ファイルの	取扱いの委託			[0]]委託しない
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れる 2)十分である 3)課題が残される		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを通じた	≿提供を除く。)	[0]]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Γ	1	<選択肢> 1)特に力を入れる 2)十分である 3)課題が残される		
6. 情報提供ネットワークシン	ステムとの接続	T I]接続しない(入手)	[]]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れる 2)十分である 3)課題が残される		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		

7. 犋	7. 特定個人情報の保管・消去						
	固人情報の漏えい・滅失・ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
	的ミスが発生するリスクへ ほは十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
	・申請時に、本人にマイナンバーカードの提示を求め、申請書に記載に誤記がないか確認することとし、やむを得ず住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを徹底している。また、マイナンバー登録は障害者手帳発行等電算システム以外で利用できないようにし、特定個人情報が記載された申請書等は、施錠できる書庫等で管理し、書類の廃棄にあたっては、個人情報保護専用のインククローラーでマスキングをした上で、溶解処分を行い、情報漏えいの防止を図っている。						

9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検 [〇] 内]部監査 [] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・日	李				
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考え	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策				
当該対策は十分か【再掲】	9) 従業者に対する教育・啓発 [十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	アクセス権限の付与を必要最小限の職員に	限定している。			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月1日	I 13	障害者手帳発行等電算ンシステム	障害者手帳発行等電算システム、統合宛名シス テム、中間サーバー	事後	評価書見直しに係る修正
令和3年11月1日	I 42	【情報提供の根拠】 ·番号法第19条第7号別表第二	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号別表第二	事後	番号利用法の改正に伴う修正
令和3年11月1日	I 8	郵便番号602-8570	郵便番号602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都 府健康福祉部障害者支援課	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	I 3	・番号法第9条第1項 別表第一 14項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第14条6、7、8、9、10、11、12	・番号法第9条第1項 別表 117項	事後	番号利用法の改正に伴う修正
令和7年3月28日	I 4②	【情報提供の根拠】 ・番号法別表第二 58の2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第30条 【情報照会の根拠】 ・番号法別表第二 108項、109項、110項 ・番号法別表第二 108項、109項、110項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第55条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 15項、37項、42項、75項、80項、125項、144項、155項、161項【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 144項、145項、146項	事後	番号利用法の改正に伴う修正
令和7年3月28日	II 1	令和2年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	II 2	令和2年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	IV8	(新規)	Ⅳ8人手を介在させる作業	事後	評価項目の追加
令和7年3月28日	IV11	(新規)	Ⅳ11最も優先度が高いと考えられる対策	事後	評価項目の追加